

## 第6回 万引きに関する有識者研究会 議事概要

### 1 開催目的

身近な犯罪である万引きに関し、近年の特徴等から高齢者による万引きに焦点を当て、社会学や老年学等の視点も踏まえ、高齢期になっても誰もが安全に安心して暮らせるよう、その背景や要因等を探る。

第6回の研究会では、「万引きに関する実態調査について」、「万引き防止・再犯防止策について」、「報告書のまとめ」について報告等を行った。

### 2 日時

平成29年2月6日（月）午後3時30分から5時30分まで

### 3 場所

都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

### 4 出席者

#### （1）委員

矢島 正見（中央大学 文学部 教授）※座長  
鈴木 隆雄（桜美林大学 老年学総合研究所長）※副座長  
辰野 文理（国士舘大学 法学部 教授）  
小長井 賀與（立教大学 コミュニティ福祉学部 教授）  
星 周一郎（首都大学東京 都市教養学部 教授）  
齊藤 知範（科学警察研究所 犯罪予防研究室 主任研究官）  
茂垣 之雄（警視庁 生活安全部長）  
廣田 耕一（東京都 青少年・治安対策本部長）

#### （2）オブザーバー

白井 美果（東京地方検察庁 社会復帰支援室長）  
酒井 一如（東京保護観察所 統括保護観察官）

#### （3）東京都（青少年・治安対策本部）

総合対策部長、治安対策担当部長、治安対策課長、企画調整担当課長、  
安全・安心まちづくり課長、安全・安心まちづくり担当課長（警併）

#### （4）事務局

東京都 青少年・治安対策本部 安全・安心まちづくり課

### 5 議事要旨

- 治安対策担当部長より、資料の確認が行われた。
- その後、万引きに関する実態調査について、分科会から説明があった。

## 1. 万引きに関する実態調査について（分科会からの報告）

- 安全・安心まちづくり課長から、万引きに関する実態調査に関し、検定結果を加えた基礎集計の報告があった。
- 齊藤委員から、高齢者の万引き群と一般群の比較に関する分析について報告があった。
  - ・ 今回の調査は微罪処分者が対象なので、初犯者ということが前提である。この点において、先行研究に比べ、犯罪に親和的な人々が含まれていないという特徴がある。
  - ・ 東京都民から無作為抽出された一般群の人々を含めて共通の項目で調査を実施し、この比較ができる点においても、先行研究に対する利点を有している。
  - ・ 今回は、多変量解析の分析を行っている。高齢者がある種の危機にさらされて万引きを行っているという着眼点で背景要因の分析を行っている。
  - ・ 分析の対象は 65 歳以上の高齢者に限定したデータセットを作成した。性別あるいは年齢に欠損値があるものを除外し、性と年齢で 1 対 1 のマッチドペアのデータセットを作成。一般群と被疑者群から 54 名ずつを対象とし、108 名のデータセットを分析をした。性、年齢が一致するペアなので、性と年齢に関してはコントロールされている。変数の合成処理等を行った。なお、今回の分析は途中であるので、今日のコメントもふまえて報告書までに最終修正を行いたい。
  - ・ 経済的な苦境に関する分析では、多変量解析のモデル全体としては、0.92 の AUC 値が得られていたので、非常に高い識別力があると考えている。
  - ・ 子供、孫と同居する者は万引きのリスクが低い結果が得られた。生殖家族になってからの幸福、配偶者を持ち、子供、孫が生まれてからの幸福さを加算した変数を作った。こうした経験が多い人ほど万引きのリスクが低い。
  - ・ 社会関係と居場所について、オンライン行動が多い人ほど万引きのリスクが低い。なお、オンライン行動は、経済的な資力等の影響を受けるので、「経済的な苦境」を投入したのは、コントロール変数としての意味合いもある。この結果、「近隣における孤立」の万引きに対して持つ効果は有意ではなかった。一方で基礎的な分析で多変量間を見た場合、孤立状況が高齢の被疑者は高い。今回の対象である微罪処分の高齢者万引きに関しては、家族のような血縁関係を通じた絆の強さがプロテクティブファクターとして有効ではないかということが明らかになった。
  - ・ 認知機能の低下に関する変数を入れた分析結果では、夫や妻等と同居する者は、万引きのリスクが低い。子供、孫と同居しているグループも同居者なしの者と比べて、リスクが低い。社会関係、居場所等に関する結果については、オンライン行動が多い人ほど万引きのリスクが低い。これらの結果から、物忘れ等の老化に伴い認知機能が低下した状態の人において、万引きのリスクが高い可能性が考えられうることまでは分かったが、犯行に至るまでのメカ

ニズムは、今回の分析では明らかにはできていない。今後の研究等でさらに説明が必要な課題である。

○ 続いて、辰野委員より報告があった。

- ・ 65 歳以上の万引き群約 50 数名に特徴があるかを分析した。万引き群も、一律ではなく、何分類かが可能ではないかと考えた。結論としては、大きく二つに分けることができそうだ。

- ・ 本章の目的は、被疑者群と一般群の比較で有意差があった項目について、背景や原因の手がかりを得るため、被疑者群について年齢層や性別で区切り、質問項目同士の関連を見た上で、その特徴によって幾つの特徴をもったグループに分けることを試み、特徴に応じた対応策を探ることである。

- ・ 被疑者群を性別や、他の項目同士の関連でクロス集計をし、他者との会話、交流、ネットワーク等に特徴が見られないかを分析した。また、高齢化に関する意識、認知機能について、同様に男女別で調査した。さらに、万引きに対する意識、万引きからの立ち直りを分析し、まとめを記載した。

- ・ 被疑者群は、他者との交流の機会が少ないだけでなく、支援が期待できる人の存在も少ない。被疑者群の若い世代は、半数がインターネットを利用して。他者との交流の機会が少ない人は、自分自身の暮らしぶりが苦しく、比較的低い層であると感じている。高齢の被疑者群は、同年代に比べ、高齢化に対する不安が高い。高齢の被疑者群は、暮らしぶりが苦しいと感じている者が多い。ただし、万引きの動機「生活困窮」とは関連が見られない。別項目で万引きの動機の選択肢の中に、生活困窮があるが、これと自分の暮らしぶりをどう感じているか、苦しいと感じているかとの関連性は見られなかった。

- ・ 一般群と被疑者群の間に規範意識の大きな差は見られず、被疑者群が著しく低いとは言えなかった。被疑者群（65 歳以上）は、「万引きは出来心でしてしまうものだ」や「気づいたら万引きをしていたということがあるものだ」と回答する者が多い。この傾向は、男性が女性に比べて高い。実際には、捕まるリスクや捕まることを意識せずに万引きをしている可能性がある。つまり万引きが悪いことなのは承知のうえで行っていることが推測できる。これからの生活で、「適度な運動をすること」を大事にしたいとする者が多く、生活の立て直しの際の手がかりとなり得る。

- ・ 次に、65 歳以上の万引き被疑者群を分類する試みの結果について述べる。万引きに対する意識、規範意識、公正世界信念に関する意識についての十数問の質問の変数の統合を試みるのがステップ 1 であり、結果、大きく 3 つの変数のグループ化を行えた。一つ目が、他に何らかの原因があるという「他への転嫁」を表す変数群。二つ目は、「今の日本は学歴や家柄で人生が決まってしまう」という達観、割り切り、仕方ないと思っている傾向を示す「あきらめ」の変数群。三つ目が、生活で幸せを感じない、やりくりが大変、努

力をして悪い状態から抜け出せない、といった「社会に対する不満」の変数群である。

・次のステップで、これらの三つの変数をもとに「ケース」である対象者の50数名を分類した結果、37名と17名の二つに分かれた。次に、三つの変数を用い、ケースに対してクラスタ分析を行い、二つのクラスタを得、他の変数がどんな値を示すかを分析した。

・高齢の万引き被疑者群の特徴把握のため、調査対象者を分類したところ、「社会に対する不満が高い群」と「他に転嫁している群」が確認された。「社会に対する不満が高い群」が37名だが、万引きをする者に原因があると考え、他に原因を求めてはおらず、万引きの原因は自分にあるとしながらも、体力の衰えもあり、そうした状況から抜け出すことができずにいると推測される。この群には、既に反省はあると考えられ、反省や行動の変化を求めるより、サポートが必要であると推測している。

「他に転嫁している群」は、暮らしぶりに対する評価や規範意識は低くないものの、万引きの原因が店や社会にもあると考える傾向にある。責任転嫁や自己正当化の意識が高いと考えられる。自己評価は高いと推測できるが、具体的項目から確認することはできない。しかし、最終学歴を比較すると、高卒よりも上の学校に進んでいる者が多い。「安全で確実なことより、刺激のあることや冒険が好きだ」についても高い。この群には、自尊心を尊重しつつ、言い訳を許さない態度で接する必要があるのではないか。

・認知機能、同居・別居の項目も比べたが、この2群では、認知機能、支援の状況、同居・別居の項目では、有意差は見られなかった。

○ 続いて、分科会からの報告に対し、各委員から質疑があった。

・地域での近隣の孤立よりも高い因子としては、家族内の配偶者、子供、孫といった関係での孤立という因子が高いという結論でよいか。

→そのとおりである。

・経済的な因子と老化に伴う機能低下に関する因子を取り上げていたが、再度ご説明願いたい。

→経済的苦境に関しては、今回、「暮らし向きの苦しさ」を用いた。「あなたは、自分自身の現在の暮らしを、どう感じていますか」に対する回答を1から5段階のスケールで分析に投入し、「暮らし向きが厳しい」と主観的に感じているほど、万引きリスクが高い結果が得られた。他に、月収や日本の階層の中での位置という経済的指標もあり、それぞれモデルに投入したが、同様の結果が再現されている。認知機能の低下は、厚労省の基本チェックリストにある3項目を調査で尋ねた。2の(2)は最終的には残らなかった。残

ったのが 2 の (1) と (3) を合成、加算したもので、(1) は「あなたは周りの人からいつも同じことを聞くなどの物忘れがあると言われますか」、(3) は「きょうは何月何日かわからないときがありますか」で、これを 1 と 0 というダミーで加算をして分析すると、こうした物忘れ傾向等が多いほど、万引きリスクが高いという結果が出ている。

・従来の調査でも、万引きする高齢者は、学歴も収入も低い、生活保護に至る低さではないというデータがあった。今回の調査の新しい知見としては、客観的な経済的な指標だけでなく、自分の生活は貧しいとか、将来は経済的に不安だとか、本人の意識による生活、将来の金銭的不安が出てきたと解釈してもよいか。

→その通りであり、月収で分析しても同様の結果が得られるのだが、客観的ではなく主観的な苦しさで分析しても、同様の関連が強く見出されている。

・納得できる結果と思う。今回は初犯者対象だったが、犯罪者処遇でもリスク要因は取り返しがつかず、過去の事実が強く影響するという RNR モデルがある。認知等変えられる部分を見つけ、プログラムを作るのが認知行動療法である。ただし、往々にして高齢者は過去に経験していないことはできないので、オンライン行動を増やすのは容易ではないと思う。働きかけで変わる余地があるとすれば、どの部分だと思われるか。

→高齢者という年齢層を鑑みると、オンライン環境等を持っていない人が多く、なじみもないので難しい。今回のモデルは、被疑者のケース数が 54 なので、被疑者の数がもう少し多ければ検出できる要因もある可能性がある。例えば近隣における孤立等の部分は弱い、多変量で見ると関連が見られるので、基準を少し緩めていくと、プロテクティブファクターになり得る要因が見つかる可能性がある。

・同居、楽しい経験、オンライン行動に対する得点が高いのは、結局そうさせているものが何かという点が問題。経済的な面や教育歴等によって裏打ちされる保健行動である気がする。また、一般の方と初犯の方に調査したわけだが、万引き（犯罪）を犯した後で回答しているので、「自分は犯罪を犯していない人、一般の人よりも幸せな経験が少ないのではないか」というフィードバックによるバイアスがあるのではないか。もう 1 点、万引き被疑者群の類型化（特徴）について、被疑者群は一般と比べて家族や他者との交流が少ないと出ているが、家族や他者と交流が少ないから万引き行動があったのか、万引き行動をすることが家族や他者との交流を少なくさせているのか。因果関係がどちらに向いているのかを読み取るのは困難か。

→一点目はその通りであり、経済状況や教育歴という、本人に変えようがなく、人生の中盤か早期に決まってしまう行動や資力により、オンライン行動

が成り立つ面もある。今回のモデルでは、それらを同じレベルで扱って、検討せざるを得なかった限界はある。一方で、環境犯罪学以外の原因論となると、生活習慣病的なものと同じ考え方をされることがあり、人生の早期に何かのリスク因子を持ち、それが複数組み合わせたり、一定年数が経過した後に、一定の確率で発症するという考え方ができるので、早期から経済的に恵まれていない人は、その後のリスクが高い可能性があることを、詳細なデータを用いて検証していく必要がある。

一般と初犯との比較で、フィードバックにおけるバイアス等の有無については、変数によってバイアスがかかる可能性は念頭に置いて、検討する必要がある。幸福感などは捕まった直後は一時的にショックを受けるので、完全にバイアスを否定することはできないと思う。先行研究では、鑑別所にいる間や公的な司法手続を受けている間は、社会的に望ましい回答をすることは確認されている。主観的な意識に影響される部分はあるので、慎重に見てみたい。

→他者との交流の少なさと万引きの因果関係について、調査からは断定はしにくい。仮説としては、交流が少ないので、万引きにつながると思う。しかし交流が少ない背景もあるので、どちらが先なのかはわかりにくい。少しでも手がかりを得るため、万引きを繰り返している人にヒアリング調査を予定している。また、交流が少ないことと万引きはダイレクトでなく、個人特性なり、何らかの引き金となる出来事があるのかもしれない。それは、今回の調査では拾い切れないので、今後の課題かと思っている。

- ・今回は調査票調査なので、縦断的な意識はわからない。万引きをして家族から孤立するというのは、常習者であると想定できる。孤立から万引きは考えられるだろうが、データの結果は相関的なものであり、両方とも何らかの因子の結果である。そしてその因子は、現在の因子ではなく、過去の中年時代の因子である想定なのだが、現時点の調査はそこまで至っていないので、ヒアリングにより、個人のライフヒストリーを追っていく必要があると認識している。

- ・因果関係については、齊藤委員の調査により、認知機能の低下と被疑者群との間に強い関連性が示唆されている。この認知機能の低下についても、同じことが言えるのか。つまり、万引きの直接的要因として認知機能が捉えられるのか、それとも、様々な社会的要因、孤立や孤独があって認知機能が低下していたり、犯行に及んだことで、社会的に阻害され、認知機能が低下してしまった等の相関が、認知機能の低下についても考えられるのか。

- ・横断調査では万引きと認知機能の低下は確かに関係があるが、因果関係がどちら

らにあるかは、非常に難しい。両方に共通した因子が働いている可能性もある。例えば、認知機能低下には教育歴が大きく影響する。認知機能の試験をするときには、必ずその人の教育歴をコントロールしなくてはならない。教育歴は、認知機能に対して大きい影響をもっている。齊藤委員の分析では、万引きにはやはり経済や学歴が影響している。両方とも影響している因子になる。両方に相関が高いということは、表面上そう見えるが、共通しているものは、実は教育歴であるとか、認知症に至る社会的なストレス等も当然考慮すべきと思う。

一般的には認知機能が落ちているから万引きをする。例えば、前頭側頭型の認知症（ピック病）は、万引きが初発でわかる場合もあり、反社会的行動を起こしやすい認知症だとわかっている。この場合は、認知機能の衰えと万引きの因果関係は容易に想定できる。しかしそれ以外、例えばアルツハイマー初期の場合では、認知機能が衰えたために万引きをしたケースもあるだろうが、他の色々な生活機能も落ちているため、認知機能がもっと衰えてしまうということもあるだろう。それが横断研究の限界なので、色々な可能性は考えないといけない。

・高齢者（65歳以上）の群の分類のためクラスタ分析を行い、二つ大きな分類、「他への転嫁」と「社会に対する不満」が現れた。「社会に対する不満」を見てみると、社会不満とセットで「人生不幸」が現れている感じがする。家庭での生活で幸せを感じることは少なく、やりくりも大変で、努力をしても悪い状態を抜け出すことはできない、と。これを、社会不満と読むこともできるのだが、自分の人生は不幸だったとも読み取れる。別物ではないと思うのだが、いかがか。  
→ご指摘のとおりだ。ネーミングについては少多義的でくくり切れないところはある。自分ではどうにもならない状態になってしまっているという群と、何となく万引きをやっているという群にくくれそうな感じはする。

## 2. 万引き防止・再犯防止策について

- その後、安全・安心まちづくり課長から、万引き防止・再犯防止策について、これまでの調査結果や報告、議論についてまとめがなされた。
- まず、調査結果について、概要説明があった。
- 続いて、高齢者の万引きの特性について説明があった。

高齢者は経験等も違い個人差が大きいいため、一概に言えないが、今回の調査から高齢被疑者についていくつかの点が把握された。

まず、経済的面については、被疑者は、客観的に生活困窮レベルにある者は多くないが、主観的に自らの生活を厳しい、他者と比べて生活レベルが低いと感じている者が多かった。

身体面においては、一般と被疑者とでいずれも体力の衰えを実感しているが、被疑者は更に同世代の他者と比較して体力の衰えを実感している者が多

かった。認知症など日常生活に影響のある障害を持つものは少ないと思われるが、被疑者は一般と比べて認知機能の低下が疑われる回答が多かった。

規範意識に関しては、被疑者は一般と大きな差異はなく、責任能力がある者が殆どだが、万引きのリスク認識が低く、万引きを犯罪として重く捉えていない者が多かった。また、セルフコントロールがやや低く、ストレスへの対処が弱いものと考えられる。

社会関係性については、本人の境遇や性格等の違い要因もあるが、地縁、血縁、その他のコミュニティから疎外、逃避により、結果的に社会関係性資本が希薄になっている割合が高い。そして周囲に支援者がいないため、疎外感、不安、ストレス等を感じやすく、万引きを含む非社会的な行為を止める者がいない。

また、被疑者には、これからの生活において、家族や親しい友人との交流や適度な運動を願う者が多いことから、より身近な人との交流や自らの健康といったことが、生活の立て直しの手掛かりになり得るものと考えられる。

- 万引き等の逸脱行為に至る人はどういう人か多いのか。不安や不満・疎外感の高い人であり、認知症等の病気を抱えている人、セルフコントロールや自己効力感の低い人、規範意識の低い人が多いのではないかとと思われる。

これを要因別にまとめ、これまでの議論を踏まえて施策を考える。

まず、認知症・クレプトマニア等の病的な要因による常習万引きに関しては、地域包括システムの中での対応、未然予防が重要であり、警察から医療・福祉へ繋ぐルートの確立などがあるという話があった。また、クレプトマニア等の病的な万引きに関しては、治療的司法によるアプローチといった意見もあった。

経済的要因による万引きに関しては、生活保護等の生活支援など、これまで行われてきたものを徹底していく。また、捕まえた後に警察署で、その後の福祉機関との連携、事後的対応も考えられるという意見もあった。

規範意識の欠如による万引きに関しては、調査からは規範意識は一般と同程度であることが把握された。また、従来の広報啓発については、調査から高齢者に関しては、被疑者も一般も見たことがないという人が殆どであった。

万引き被疑者は、初めて捕まったときは微罪処分で釈放されることもあり、その後、一部の者は繰り返し万引きを行い捕まる。そうなっても起訴猶予や不起訴になり、段々刑が重くなる中で常習化していくこともあり、この対応をどうすべきかという課題が出た。

疎外感・不安感・ストレスによる万引きについては、そういった感情の要因は様々であると思うが、地域コミュニティの中で孤立を防止していくとか、メンタルトレーニングプラス治療といった意見、家族や地域包括支援センターによる支援といった意見が出た。

これを受けての政策提案だが、大きく分けて二つの議論があった。



まず、未然防止。高齢者の万引きに関しては、家庭、地域、店舗等による未然予防が重要で福祉的な視点も踏まえて、一般の高齢者支援の枠組みの中で、万引き防止に特化した形ではなく、一般の高齢者支援の枠組みの中で実施していくことが重要ではないか。

具体的には、認知症等の病的な理由による万引きは、関係者間の情報共有、対応マニュアル、連絡ルートの確立。生活困窮者に関しては、従来どおり、生活支援の徹底。また、高齢者が加害者となる万引きだけではなくて、例えば特殊詐欺等、高齢者が被害者になる事案も含めて、高齢者の問題の実態を周知し、社会の関心を高め、理解や協力を促していくことが重要と思われる。

また、孤立防止に関しては、家族のいる者はまずは家族、いない者は社会において支援が必要。他者とのコミュニケーションの無い高齢者を減らしていくことが大事。さらに、万引きを高齢者の問題行動の一つとして、民生委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携していくことも一つの案である。

店舗においては、店員教育の中で、高齢者を見守る視点を取り入れた声かけの徹底が重要と思われる。従来の捕捉に加えて、未然防止を重視していくことが、結果的に万引きの防止としての匿名性の消去につながり、サービスの向上にもつながる。香川大学の久保准教授からも、「万引き対策店舗」の表示に消極的な店舗でも、「安全・安心まちづくり協力店舗」といった視点で盛り上げていくのなら前向きになる、という話があったので、こうした形で高齢者を見守る視点を取り入れていくことが重要かと思われる。

さらに、地域においては、犯罪被害の防止なども含めて、高齢者への声かけ、パトロールなども大事。

二つ目は、再犯防止。常習化する前の段階での対応が重要で、事後的な福祉・教育的支援の検討が今後は必要だという話もあったかと思われる。今回の調査対象は初犯とはいえ、繰り返している人も一定程度いると思われるが、「何も考えていない」とか「出来心」との動機で万引きする人が多く、常習化が疑われる。病的な万引きに関しては、警察からの医療、福祉への繋ぎ、治療・ケアも検討が必要という話があった。

常習化を防ぐという点では初期対応が重要という話があったが、警察署限りの微罪処分者への対応になるが、現状行われているもの以外に何かできないか。例えば少年では、保護者向け、本人向けの DVD を見せるといった対応があるが、高齢者でも何かできないか。

香川大学においては、高齢者も含めた教育プログラムを検討しているという。先日、同大学の久保先生から話を聞いたが、香川県における安全・安心防犯対策事業として、香川大と香川県警が協力して、様々な対策を行っている。今後、香川大では、アメリカの全米万引き防止協会の万引き更生教育プログラムの日本版を作る検討をしているとのこと。アメリカの万引き被疑

者は、自費で万引き防止の教育プログラムを受けることができる。3時間程度の動画を見る短いものから、日数をかけて教育訓練をしていく長いものまであるとのことだが、そうしたプログラムを借りて、高齢者向けのものを作ることを検討されている。香川県だけでなく、東京などの大きい都市圏でもという話があり、今後の参考にできればと思っている。

また、常習万引き犯等の問題を抱えた高齢者に関して、個別支援としての医療機関、NPOにおける活動などもある。更に、家族、地域、福祉機関への啓発や、小長井委員から前回報告のあった共生・相互扶助的なコミュニティモデルの創設、慶應義塾大学の太田教授による高齢者サポートセンターなどもこれまでの話に合ったかと思う。

- 参考までに、香川大学の動画は御覧いただく。高齢者の万引き被疑者に見るものではなくて、一般の高齢者向け作成したもので、一般の高齢者に関して、万引きをする高齢者がどのような要因で万引きをして、その後どのように立ち直っていくかという様子を見せて、高齢者の孤立を防いでいく。隣の近所にいる高齢者に対して声かけをして、みんなで万引き防止をしていくというようなことを狙って作成したもの

#### (動画視聴)

- 高齢者の方の万引きの様子を、初めて拝見した。捕まったときに、泣き崩れるのは、本会でも議論のあった規範意識が、まだ残っているということなのか。あのくらい規範意識がしっかりしていると、ひとり暮らしの寂しさのために盗むという筋道が動画の中で描かれたとおりのかと思った。その背後のメカニズムのようなものに非常に興味があり、今回この研究会に参加させていただいた。非常に奥の深い課題なのだと思う。(鈴木副座長)



鈴木 隆雄  
桜美林大学老年学総合研究所長

- 今回の研究会の最大な強みは、実態に基づいて議論ができることだと思う。動画の中にも、万引きは寂しさが特徴として挙げられるとあったが、実証的なデータに基づいているかという点、必ずしもそうではないかもしれない。今回は、そのための実態調査で、被疑者の内面を調べたということもあり、こうしたコンテンツを作って都民に訴えることは大事だと思うが、実態に基づいて対策を考える、その原点に戻ることができるのではないかと考えた。(科学警察研究所 犯罪行動科学部 犯罪予防研究室長 島田貴仁氏)

○ 今のような動画は非常に分かりやすいが、10分程度でどう語るかという、あのようなケースを一人出すというストーリーになる。それは面白いのだが、逆効果が出てくる危険性もある。今の主人公は、常習、再犯性を持っていたので「私とは違う」と思わせてしまったり、「現場でキョロキョロすると捕まる」という手口を教えてしまったり。それから「孤独だったらやってもいい」という、社会学でいうところの動機の語彙の問題も出てくる。動機とは心理学では心の中にあるとされているが、社会学では動機は社会にある。社会に動機のメニューがあり、その中から自分に都合のいい適合的な動機を内面化させるのだと考えている。そのため、「中和の技術」を教えているようなものだという解釈もできる。もし東京都や警視庁が作るのであれば「言いわけはだめですよ」と伝えられるものを作ってほしい。（矢島座長）

○ 研究会での報告には、今後対策を考える上で参考にできるものが非常に多かった。従来、警察は捕まえることに注力してきたが、世の中の変化とともに生活安全部門などでは、捕まえる以前にまず抑止、犯行を起こさせないということにも注力してきた。

現在、「ふれあいポリス」が導入されている。現職の警察官が、地域のご家庭やコミュニティを巡回しながら、特殊詐欺や交通事故の防止、地域の方々が困っている問題を伺うといった活動を始めている。未然防止の観点から、一般的な方々に高齢者の万引きが増えている



茂垣 之雄  
警視庁 生活安全部長

こういうことが背景にあって注意を促すといった活動もできるかもしれない。

また、店舗に対しては、業界団体とタイアップしながら、万引き防止の防犯責任者の養成講座が行われている。中身は、万引きをさせないお店づくりという、店舗側の立場に立ったもの。もう一つは、万引き防止モデル店舗で、手を挙げた店舗に、警察や業界関係者が出向いて、防犯カメラがきちんとセットされているとか、店員の方の声かけとかを審査・調査して、一定のレベルに達したときに、モデル店舗として認定している。また、万引き防止連絡会を、店舗の関係者などが集まって、情報共有や取組に関する情報交換を行っている。

認知症については、これまで一般的、断片的な知識だったが、特に高齢者の保護を中心とした様々な事例の中で、警察官に認知症の判定はできないので、症状や特徴等を警視庁全体で勉強する認知症サポーター養成講座も1年かけてやってきた。警察官も、認知症の可能性を取り扱いの中で多少感じ取ることができるようになりつつある。しかし、認知症の話を目と向かって本人にしても叱られるでしょうし、ご家族が気付いていないケースもある。専門家の知見もお借りしながら、認知症に対する知見を身につけていきたいし、ま

た、万引き問題についても、認知症という切り口で見て、対処を研究していく必要もあると考えている。（茂垣委員）

- 検察庁は警察から事件が送られてきてから担当になるが、主に裁判をせずに起訴猶予という検察官の裁量で釈放する人に対して、その人たちが社会に戻るに際して、二度と罪を犯さないようにするために、東京では平成 25 年から社会復帰支援室を立ち上げて、組織的に取り組みを行ってきた。

多い月で、高齢者の万引きを含めて東京都でも 70 件ほど社会復帰の事案を取り扱う。更生緊急保護の仕組の保護観察所に依頼することもあるが、多くは福祉事務所に直接支援を依頼するなどしている。

検察というと、適正な処罰を求めるというイメージがあるかもしれないが、こうした類型の犯罪については、再犯防止という意味で言うと、刑務所に無理やり入れても再犯防止にならないので、社会的な支援がスムーズに使えるものであれば支援をしたいということで取り組んできて、福祉事務所の方にご協力いただいたり、個別に社会福祉協議会にも見守りを依頼するということも、高齢者の特に万引きについては行っている。

本日様々なデータの分析をお伺いして、被疑者について福祉事務所に行くなど日常的な支援の中で感じているものが、数字として表れ、分析がなされており、実感と合っていると感じた。

施策の概要で、医療的な措置等が必要である部分、特に認知症などの病的要因で話があったが、緩やかな地域の見守りであるとか、ご家族の理解がない、ご家族が気づいていない事案が非常に多い実感があるので、周知をするのであれば、一般の方が知り得る、ご家族にも理解が求められるような、あるいは地域の方に周知ができるようなものがあればよい。できる限り迅速に医療につながるのが一番良い。この点、検察庁でも、全国の会合などで認知症の勉強会等も開いており、同じように周知ができればいいと思う。

経済的な要因、あるいは規範意識の欠如と分析をされていた部分だが、ここは非常に難しいと思うが、本当の意味での生活困窮ではないというのを実感するところで、万引きする品物が嗜好品である例が多くあるし、本当に必要でないものを取ってしまう例もあると感じている。嗜好品というのは、例えばお酒を万引するのが多いと思うので、店舗側で効果的な対策ができればいいとも思う。

また、「支援」と言ったときに、支援を受けることに対する抵抗感を持っている方というの、一定数いるのが実感である。特に若年から習慣化して犯罪傾向にある方は、早い段階で支援をしたいと思っても、自由がいいとか、うるさくルールを言われたくない等、支援に抵抗感を持ったり拒否をする方もいるので、どのようにうまく支援を受けてもらえるかも、課題であると実感している。日本は、法制度的に起訴猶予、起訴をしないときに、約束事で

支援を受けることを強制するという仕組みになっていない。こちらからすれば、支援を受けてくれればもう少しうまく生活できると思うところでもあるが、そこはやはり刑事司法ではなく、地域や行政で緩やかに見守るのが正しいと思う。再犯防止推進法が成立したこともあり、これから連携して、いろいろ取り組みができるといいと思っている。（白井オブザーバー）

- 保護観察官は、目の前にいる対象者と向き合い、面接して、その中で再犯防止について考えていくことが主で、保護観察全般の全体像を見る機会がなかなかないが、研究会を通して、先生方の報告を聞き、大変参考になった。

特に、認知機能との因果関係や、時代背景、社会情勢が影響し得るという報告も非常に参考になり、今後、対象者と向き合う中での助けとなったと思う。

今年の 2 月 3 日の時点で、東京保護観察所で保護観察に付されている人が 2,229 人いるが、その中で 65 歳以上の高齢者が 112 人、これは 5%となる。その中で、窃盗で保護観察を受けている人が 39 人という状況である。保護観察を受けている人は、窃盗であっても、過去に何度も万引きをしている人が多く、事件名は窃盗でも 10 回以上している方もいる。その人たちが話す内容や、記録を見ていくと、「弁償すると済む」「少し生活費を節約したかった」ということがよく出てくる。先ほども出たように、盗んでいるのは高価な品物ではなく、嗜好品や生活の日常品。なぜ買わなかったのかと思うケースが非常に多く、何とかならなかったのかという思いを抱いている。

保護観察官としては、目の前の人はどうしたら再犯を防げるかと考えるのだが、買い物に行くときに、ご家族がいる場合は必ず家族と一緒に、単独で行かないようにと言ったり、あるいは医療機関を紹介するなり福祉・医療機関につながるともしている。クレプトマニアであれば、それに特化した診療を行っている機関もあるので、紹介することもある。

個別の例だが、常習窃盗で保護観察を受けてから 2 年以上、再犯なく経過している高齢者がいる。買い物に行くときは必ず家族の同伴を求め、クリニックへも紹介した。この人は、クリニックのドクターの笑顔を見るとほっとすると言っていて、紹介した医療機関とのマッチングもうまくいったようだ。保護司は、保護観察に付されている人と、基本的に月に 2 回面接する機会があり、話し相手になれる。保護司の平均年齢は 65 歳前後で、同世代の方と話す機会があるのも、再犯防止の一助になっている感がある。孤立状態がリスクを高めるとあったが、保護観察中に保護司、保護観察官、あるいは医療・福祉の関係者と接する機会があると、再犯防止につながるのではないかと感じた。本人の力だけでは難しいので、医療・福祉への連携、社会の中で居場所を見つけることが、再犯防止に重要であると感じている。（酒井オブザーバー）

○ 研究会を通して、「何となくそうではないか」と思われていたことが、統計として、実態としてつかめてきたことは、非常に大きな成果と思う。高齢者万引きとは、ある意味一つのきっかけに過ぎないところがある。ご承知のように、65歳以上人口がすでに25%を超えており、30%、40%までいくと言われている中で、こうした問題は、今後続出するだろう。極端な言い方をすると、これからは人類が経験したことのない時代に入る。どんな問題が起きるかわからない中で、万引きというある意味わかりやすい問題が表に出てきた。この問題が、社会全体で高齢者の増加した社会、高齢化社会の新しい問題に取り組んでいくきっかけの一つになると感じている。



星 周一郎 首都大学東京  
都市教養学部 法学系教授

刑事手続での話になるが、事務局でまとめた施策案にあるように、高齢者が加害者となるだけでなく被害者となることを防ぐため、社会全体が支援していかなければいけない。その枠組みの中に万引きの問題もある。逆に、たかが万引きでなぜこれだけの対応しなくてはいけないのかという形で、問題として大きく捉えることができない状況に、これまではあったのではないかと思う。万引きというのは、高齢化社会に関して、非常にわかりやすい問題の端緒であると同時に、その問題が矮小化されてしまう部分もある。しかし、現在ある限られたリソースをフルに活用していかなければ対応できないという理解を進めていくことが非常に重要になると思っている。（星委員）

○ 万引きをする高齢者がこういう問題を抱えた方々だということが実証的に分かり、どのようにこれから働きかけるのかを具体的に構想できる。そういう意味で、辰野委員が対象者をクラスターに分け、社会不満、人生不幸のグループという区分を示したのは興味深かった。やはり当人の認知の問題が行動に与える影響は大きく、自分の人生だけが不幸ではなくて皆それぞれ問題を抱えておりそれなりに不幸だが懸命に生きていくと、認知を変えてもらおうと、自らの人生も変わってくると思う。そこが、働きかけられるポイントかと思った。



小長井 賀與 立教大学  
コミュニティ福祉学部教授

私が行っている更生した人々へのインタビュー調査で印象に残っているのは、以前は暴力団員で月収200万と派手な生活を送っていたが、今は100円ショップに行ってもワクワクすると語った人がいたこと。また、情報提供に対して些少の謝礼をさし上げたら、喜んでくださった人もいた。自分が置かれた



客観的な状況が少々恵まれなくても、当人の認知の仕方ですら状況に対する認識内容が全く変わってくる。その辺がポイントかと思う。

医療・福祉の話が出て、万引きを行う高齢者にはその対象だという方も多くいるが、犯罪者は純粋な社会的弱者とは言えないと思う。概して、元気である。だから、医療・福祉的支援でおさまるグループとそうではないグループがある。地域政策定着支援事業でかなり救われているとはいえ、そこでおさまらないグループもある。全員を弱者としてではなく、一群の触法高齢者については能動的に社会参加してもらうことが大事だと思う。もっと社会に参加して、本人も人を助けるし、人にも助けられるという相互扶助の輪の中に入れるのがいいと思う。刑事司法だけ対処せず、地域の中で支援を行っていくべきという意見に賛成である。万引きで警察に繋がることを好機と捉えて、地域福祉や地域生活という文脈でこの方々が生きていく場を作る働きかけが、この研究をきっかけに考えていけたらと思った。（小長井委員）

- 店員教育については、調査結果から見ると、万引きしてしまう人の分析から予防というのは出てこなくて、もう少し合理的に考えると、店員の対応なり声かけが変わった方が、早いのではないかと思った。動画でも店内で商品を沢山入れていたが、その段階で店員が近くにいて、「何かお困りのことはありませんか」と声をかけることで防げるならば、その方がトータルコストは低いのではないか。そこで、先ほど店員教育に絡めてご発言あったが、「実効性のある店員教育」、店員の方へのアドバイスなり、先ほどの動画のような啓発物で、このタイミングでこう声をかけると防げるのではないか、といったアプローチがよいのではないか。（辰野委員）



辰野 文理  
国士館大学 法学部教授

- 十数年ぐらい前から、多機関連携という概念ができて、随分進んできているが、多機関連携はフォーマルコントロールになる。また、地域連携という概念があるが、地域連携に関してはフォーマルコントロールとセミフォーマルコントロールとインフォーマルコントロールの三つが連携しており、「公助・共助・自助」の一体性といったようなものがセットになってコミュニティを作っていければ理想である。それと同時に中長期の未然防止。それから、即効性のある未然防止と分けられると思う。



矢島 正見  
中央大学 文学部教授

本日の報告を見ると、家族はやはり大事であり、65歳過ぎた家族ではなく、50代ぐらいの家族が大事であると感じた。また、生活の関係性がなくなっていくと認知能力が低下し、認知能力が低下すると、さらに関係性がなくなってしまうという、悪循環に陥っている。それをどのように整理していくかは課題である。さらに、これから生活で大切にしていきたいことの中で部屋を清潔にしたいという回答が多かった。部屋が汚い、つまり自分の生活のコントロール自体が大きな問題であると感じた。

家族との交流が難しい中、コミュニティとして、認知症の問題は高齢者全体の問題としてとらえることが大事であり、声かけ運動も、万引き防止だけではなく、お客様がうれしくお買い物できるという観点もあるので、色々な機能を活性化すれば、自然と高齢者の万引きの未然防止にはつながっていくと思われる。「お買い上げくださってありがとうございます」といった、万引き防止ではなくお客様に楽しく買っていただける声かけをしていただければ、協力店舗も増えてくるだろうし、警察主導でなくても進められるのではないか。インフォーマルも含めての多機関構想といったものが、我々の調査の中から出てくればと思う。（矢島座長）

- 続いて、事務局から、報告書のまとめについて説明があった。矢島座長から、各委員の執筆原稿を辰野委員及び事務局と調整し、最終的には座長一任を提案し、同意を得た。その後、矢島座長の挨拶に続き、廣田青少年・治安対策本部長から挨拶があった。
- 治安対策担当部長より、議事概要について及び報告書の作成スケジュールについて説明があり、研究会を終了した。